

# 令和4年度の役場・公民館・学校・保育所等の 会計年度任用職員の登録者を募集します

「会計年度任用職員」とは、従前の臨時職員、嘱託職員等が法律改正により名称を変更したものです。任用方法は登録制とし、登録された者の中から必要に応じて、選考の結果により採用します。

## 1. 受付期間

12月1日（水）～12月20日（月）

## 2. 応募資格

・満18歳以上（令和4年4月1日現在） ・住所要件はありません

※応募できない者

①地方公務員法第16条に該当する者

・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

②日本国籍を有しない者で就労に制限のない在留の資格を有しない者

## 3. 登録申し込み方法

登録申し込みを希望される方は、右記QRコードをスマートフォン等で読み込むか、とっとり電子申請サービス（大山町）<https://s-kantan.jp/town-daisen-tottori-u/>にアクセスして必要事項を入力してください。

今回から、原則、オンラインでのみ受付します。



▲こちらから登録してください

## 4. 任用期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日（最長1年間）※再度の任用あり

## 5. 問い合わせ先

番号1	総務課 ※事務補助員（教育委員会）については学校教育室	☎0859-54-5201 ☎0859-54-5211
番号2	住民課	☎0859-54-5210
番号3	福祉介護課	☎0859-54-5207
番号4～6・ 17～19	人権推進室	☎0859-54-2286
番号7・8	健康対策課	☎0859-54-5206
番号9～11	学校教育室	☎0859-54-5211
番号12～14	社会教育課	☎0859-54-5212
番号16	幼児教育室	☎0859-54-5219
番号15・ 20～22	こども課	☎0859-54-5205

